低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の引上げについて

市が発注する建設工事において、ダンピング受注の防止を図り、適正な価格での契約を推 進するため、次のとおり取り扱うことといたします。

(1) 低入札価格調査基準価格の引上げについて 直接工事費の算定率を 95%から 97%へ引き上げます。

対象は、予定価格が5,000万円以上の建設工事です。

改正前	改正後
①直接工事費の 95%の額	①直接工事費の 97%の額
②共通仮設費の90%の額	②共通仮設費の 90%の額
③現場管理費の90%の額	③現場管理費の 90%の額
④一般管理費の55%の額	④一般管理費の 55%の額
低入札価格調査基準価格は、①~④の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。	
ただし、設定範囲は予定価格(税込)の 70%~90%です。	

(2) 最低制限価格の引上げについて

直接工事費の算定率を 95%から 97%へ引き上げます。 対象は、予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満の建設工事です。

改正前	改正後	
①直接工事費の95%の額	①直接工事費の 97%の額	
②共通仮設費の90%の額	②共通仮設費の 90%の額	
③現場管理費の90%の額	③現場管理費の 90%の額	
④一般管理費の55%の額	④一般管理費の 55%の額	
最低制限価格は、①~④の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。		
ただし、設定範囲は予定価格(税込)の 70%~90%です。		

(3) 施行日

平成29年6月1日(6月1日以後の公告又は指名通知の入札案件から適用)